

市街化区域の農地の公売について

農地の売買には農地法の規定による手続きが必要です。市街化区域内にある農地の公売に際して入札の手順は下記のとおりとなります。

(1) 買受適格証明書

市街化区域内の農地公売に参加するためには、下記①又は②のとおり、不動産取得後の利用目的の申請・届出を行い、高知市農業委員会から「買受適格証明書」の交付を受けてください。

- ① 農地として耕作する目的の場合は「農地法第3条の許可申請」が必要です。
- ② 農地以外として利用をする場合は「農地法第5条の転用届出」が必要です。
- ※ 「買受適格証明書」の交付は、申請・届出から1～2週間程度かかります。
- ※ 共有名義で入札する場合は、共有者全員分の「買受適格証明書」が必要となります。
- ※ 申請・届出については、高知市農業委員会事務局へお問い合わせください。

(2) 入札

- 入札に際し、高知市農業委員会から交付された「買受適格証明書」を高知市税務管理課へ提出してください。
- 保証金が必要な場合は、入札に先立ち保証金の納付が必要となります。
- 買受希望者以外の方が入札手続きを行う場合は、委任状が必要となります。
- ※ 入札に関しての詳細は、高知市公売ガイドラインをご確認ください。

(3) 落札後の手続き

- 入札終了後、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。
- 最高価申込者が、落札価額（買受代金）を指定期限までに納付した場合、「売却決定通知書」を交付します。
- 「売却決定通知書」は、高知市農業委員会で、許可申請の許可書又は転用届出の受理通知書の交付を受ける際に提示する必要があります。
- ※ 農業委員会において許可又は届出が受理された時点で、所有権が買受人に移転します。また、危険負担も買受人に移転します。

⑤ 所有権移転登記

- 高知市税務管理課に対して、所有権移転登記の嘱託を希望する場合は、所有権移転登記請求書、登録免許税相当分の収入印紙、売却決定通知書、農業委員会から交付された許可書又は受理通知書が必要となります。なお、所有権の移転、差押の解除、権利登記の抹消を行いますが、地目変更登記の嘱託は行いません。

公売の執行機関：高知市税務管理課滞納整理係 088-823-9420	高知市農業委員会：高知市農業委員会事務局 088-823-9484
------------------------------------	-----------------------------------